

りそな企業年金研究所

# 企業年金ノート

## 目次

【本 題】	社会保障と税の一体改革について ～議論の経緯および概要～	……………P1
【コ ラ ム】	規約型確定給付企業年金制度における会社合併時の行政対応	……………P7

## 社会保障と税の一体改革について ～議論の経緯および概要～

### 1. はじめに

今月号は、前政権から最重要の政策課題として位置づけられてきた「**社会保障と税の一体改革**」をテーマにしています。

政府は、今後増え続ける社会保障費の財源を確保すべく、消費税を引上げる方向で検討を進めています。一方、改革の検討にあたって、政府は「きちんとした財源の裏付けがなければ制度として持続できない」としており、そのためには社会保障制度と税制を同時に改革することが必要であると主張してきました。これは、少子高齢化社会を迎えるわが国の社会保障費の抑制を図る一方で、その財源をいかに確保していくのかという難題と向き合うことを意味します。

政府の現段階の検討では、公的年金のみが課題にあがっており、企業年金については全く論じられていません。一方で、現役世代や企業の負担ばかりを増やす改革は、企業やそこで働く従業員の活力低下につながることを経済界は懸念しています。したがって、企業年金が元来有する公的年金補完機能・福利厚生機能について、今後、その役割が期待されることは間違いありません。

平成23年（2011年）は、わが国において国民皆保険・皆年金体制が確立されてちょうど50年目という節目の年に当たります。公的年金をはじめとした社会保障制度の動向を追うことは、企業年金の今後のあり方を探る意味でも重要です。今月号では、社会保障論のゼミ生「甲君」と、指導教授「乙先生」によるディスカッション形式を取り入れたうえで、一体改革の中身について解説いたします。

### 2. これまでの議論の経緯

甲 君：社会保障政策に関しては、色々な会議や懇談会があって、どこでどのような議論が行われているかを追いかけるだけでも一苦労です。

乙先生：そうですね。では今回は、政権交代後の社会保障議論の動きに絞って説明しよう。

まず、民主党政権による社会保障議論の最初の場として、平成22年2月に「**社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会**」が、同年3月に「**新年金制度に関する検討会**」がそれぞれ国家戦略室内に設けられたんだ。後者の検討会では、「**新たな年金制度の基本的考え方について（中間まとめ）**」が同年6月に取りまとめられ、新たな年金制度創設の必要性とともに、新年金制度の基本原則が打ち出されたんだ。

甲 君：当初は、主に公的年金制度の議論が中心だったんですね。

乙先生：ところが、鳩山首相に代わり就任した菅首相により、社会保障の全体像および財源の確保を一体的に検討する場として「**政府・与党社会保障改革検討本部**」が同年10月に設置されたんだ。検討本部の下には、学識者を中心とする「**社会保障改革に関する有識者検討会**」と、関係府省の副大臣らを中心とする「**社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会**」がそれぞれ設けられ、民主党内部の「**税と社会保障の抜本改革調査会**」と並行して検討が進められたんだ。

甲 君：この頃から、年金だけでなく社会保障および税制へと議論が広がっていくんですね。

乙先生：有識者検討会が同年12月に取りまとめた「**社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン**」では、社会保障改革の3つの理念と5つの原則を示すとともに、社会保障の機能強化と財政健全化の同時達成、安定財源としての消費税の目的税化、超党派の協議の場の設置などが提言されたんだ。これらを受けて、検討本部は12月10日に「**社会保障改革の推進について**」をまとめ、「**改革の実現に向けた工程表とあわせて平成23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る**」との方針が示され、同方針は14日付で正式に閣議決定されたというわけだ。

甲 君：早くもいろいろな会合の名称が出てきて、混乱してきました。

乙先生：まだまだ序の口だぞ。さて、年が明けて平成23年1月に第二次菅内閣が発足するのだけど、社会保障・税一体改革担当大臣に与謝野馨氏が任命されたね。これを受けて、改革案の集中的・一体的な議論の場として設置されたのが、労使および学識者からなる「**社会保障・税一体改革に関する集中検討会議**」だ。集中検討会議では、労使の代表や新聞各社からヒアリングを行うなどして

<図表1> 社会保障・税一体改革の議論の経緯

年 月	概 要
平成 22 年 10 月	政府・与党社会保障改革検討本部の設置 社会保障改革に関する有識者検討会の設置（学識者中心） 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会の設置（関係府省副大臣中心）
12 月	「 <b>社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン</b> 」の公表 「 <b>社会保障改革の推進について</b> 」の公表および閣議決定
平成 23 年 1 月	第 2 次菅内閣発足、与謝野馨氏が社会保障・税一体改革担当大臣に就任 社会保障・税一体改革に関する集中検討会議の設置（労使および学識者中心）
3 月	東日本大震災の発生
6 月	「 <b>社会保障改革案</b> 」の公表 政府・与党社会保障改革検討本部成案決定会合の設置（関係閣僚および与党幹部中心）
7 月	「 <b>社会保障・税一体改革成案</b> 」閣議報告

検討が進められた。3月11日の東日本大震災の発生により、一時期は事務局を中心とする「準備作業会合」に議論の舞台を移したこともあった。

甲 君：震災で議論の進展が危ぶまれたこともありましたね。

乙先生：こうした議論を踏まえ、集中検討会議は6月2日に「**社会保障改革案**」をまとめた。特筆すべきは、改革の優先順位を定めた上で、「子ども・子育て」「医療・介護等」「年金」「就労促進」「それ以外の充実、重点化・効率化」の各分野について具体策、工程および費用推計を示したことがな。また、消費税の引上げについても2015年度までに段階的に10%まで引上げることが明記されたんだ。

甲 君：負担増をあえて明記したことについて、抵抗はなかったのでしょうか？

乙先生：上記の改革案を受けて、今度は関係閣僚および与党幹部からなる「**成案決定会合**」が同月3日に設けられたんだけど、「増税ありきだ」「これでは選挙に勝てない」といった批判が与党内で根強く、成案決定は難航したんだ。結局、消費税の引上げについては、「2015年度まで」が「2010年代半ばまで」と幅のある表現に変更されたほか、「経済状況の好転」や「徹底的な歳出の無駄の排除の取組み」などの条件が付記された「**社会保障・税一体改革成案**」が6月30日に決定、翌7月1日に閣議報告されたんだ。

甲 君：えっ、閣議「決定」ではなく閣議「報告」なんですか？

乙先生：それだけ党内の反対が激しかったということだね。なお、社会保障・税一体改革の議論が始まった平成22年10月以降の経緯をまとめると、<図表1>のとおりだ。

### 3. 「社会保障・税一体改革成案」の概要

乙先生：ここからようやく改革そのものについての説明に入るぞ。では、7月1日に閣議報告された「社会保障・税一体改革成案」に沿って説明しよう。まず、成案の内容について大まかにまとめたのが<図表2>だ。

<図表2> 「社会保障・税一体改革成案」の概要

#### I 社会保障改革の全体像

##### 1 社会保障改革の基本的考え方 ～「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して

- ・ 社会経済諸情勢の変化により機能低下している現行の社会保障制度を改革し、その本源的機能の復元と強化を図る。
- ・ 国民皆保険・皆年金を堅持した上で、給付と負担のバランスを前提として、それぞれOECD先進諸国の水準を踏まえた制度設計を行い、中規模・高機能な社会保障体制を目指す。
- ・ 改革にあたっては、以下の諸点に留意する。
  - ① 自助・共助・公助の最適バランス
  - ② 必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化
  - ③ 世代間のみならず世代内での公平を重視
  - ④ 社会保障改革と財政健全化の同時達成、社会保障改革と経済成長との好循環の実現
  - ⑤ 各種サービスのワンストップ化をはじめとした制度の簡素化および質の向上

##### 2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

- ・ 改革の優先順位は、次のとおり。
  - ① 子ども・子育て支援、若者雇用対策
  - ② 医療・介護等のサービス改革
  - ③ 年金改革

- ④制度横断的課題としての「「貧困・格差対策（重層的セーフティネット）」」「「低所得者対策」」
- ・次の6つの個別分野について、改革の具体策、工程表および費用推計を提示
  - I 子ども・子育て II 医療・介護等 III 年金 IV 就労促進
  - V I～IV以外の充実、重点化・効率化 VI 地方単独事業
- ・社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入を目指す。

## II 社会保障費用の推計

- ・改革全体を通じた機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）による追加所要額（公費）は、約2.7兆円程度と推計。
- ・地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用（国・地方）推計を総合的に整理する。

## III 社会保障・税一体改革の基本的姿

### 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

- ・社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要な財源として確保する。
- ・消費税収（国税）は、社会保障四経費（年金・医療・介護・少子化）に充当する分野を拡充する。
- ・消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く）の用途を明確化（社会保障財源化）する。
- ・引上げ分の消費税収（国・地方）については、社会保障給付における国と地方の役割分担に応じて配分する。
- ・2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引上げる。

### 2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

- ・2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる。

## IV 税制全体の抜本改革

- ・税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配慮しつつ、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税、地方税制その他総合的な整理を踏まえた対応に留意する。

## V 社会保障・税一体改革のスケジュール

- ・改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行う。
- ・社会保障改革については、税制抜本改革の実施と併せ、工程表に従って遅滞なく実施する。
- ・経済状況を好転させることを条件として税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。
- ・上記の「経済状況の好転」は、総合的に判断する。
- ・予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- ・不断の行政改革及び徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取組みを強める。

## VI デフレ脱却への取組み、経済成長との好循環の実現

- ・デフレからの脱却を実現するため、政府として強力かつ総合的な政策努力を最大限行う。
- ・安心できる社会保障制度を確立することが、雇用を生み、消費を拡大するという経済成長との好循環を通じて、成長と物価の安定的上昇に寄与する。

(注) 平成23年7月1日閣議報告「社会保障・税一体改革成案について」を基に加筆修正。

甲 君：・・・大まかとは言っても、論点がずいぶん多岐にわたっていますね。

乙先生：これでもかなり絞り込まれているんだぞ。年金に関する各論は後で説明するとして、まずは上記の総論について質問はあるかな？

甲 君：やはり最大のポイントは、消費税引上げについて具体的な期限と税率について言及したことでしょうか。

乙先生：そうだね、私も英断だと思うよ。ただ、増税ではなく無駄の削減をマニフェストに掲げて政権を取った民主党としては、未だに反対が根強いみたいだね。

甲 君：それで報告書の表記を一部修正したり、「経済状況の好転」「徹底的な歳出の無駄の排除の取組み」などを加筆したわけですね。ちなみに、引上げ時期が「2010年代半ばまで」と変更されたことについて、与謝野大臣は「2015年度±1という幅を持たせた」と記者会見で述べてましたね。

乙先生：今回の成案で示された消費税引上げ分（+5%）の内訳をみると、自公政権時の「社会保障国民会議」等で検討された内容とほとんど同じなんだ。結局は、負担増なくしては財政健全化も社会保障の機能強化も成し得ないということの証拠だね。個人的には、消費税の引上げだけで足りるのか、所得税や社会保険料の引上げについては検討しないのかといった懸念は残るけどね。

+

#### 4. 年金制度に関する成案の概要

乙先生：今回の成案では、医療や介護など各分野について詳細な論点が示されているけど、全ての分野について順次解説しようか？

甲 君：私は年金をテーマに卒業論文を書こうと思っているので、できれば年金を詳しくお願いします。

乙先生：わかった。では、年金分野における改革項目について、＜図表3＞に沿って解説しよう。

乙先生：今回の成案では、「**新しい年金制度の創設**」「**現行制度の改善**」「**業務運営の効率化**」の3つが柱となっているんだ。

まず「新しい年金制度の創設」については、民主党の2009年衆院選マニフェストが骨格となっていて、すべての職種の人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料・同じ給付となる「所得比例年金」と、高齢期の最低限の給付の確保を図る税財源からなる「最低保障年金」の2つを組み合わせた制度とするらしい。しかし、工程には「国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む」と述べるに留まっており、その詳細は示されていないのが実情だ。

一方、「現行制度の改善」については、①**最低保障機能の強化（受給資格期間の短縮など）**、②**高所得者の年金給付の見直し**、③**短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大**、④**第3号被保険者制度の見直し**、⑤**在職老齢年金の見直し**、⑥**産休期間中の保険料負担免除**、⑦**被用者年金の一元化**、⑧**マクロ経済スライド**、⑨**支給開始年齢引上げ**——など項目が目白押しだ。これらについては、今年8月から再開された社会保障審議会年金部会で順次検討されているところだ。

なお、費用推計については、新制度の詳細部分について具体的な検討が進んでいないことや改革の内容により所要額が流動的であることから全般的には示されておらず、明確に示されているのは「最低保障機能の強化」に係る追加所要額0.6兆円のみなんだ。

甲 君：新しい年金制度については、もう少し具体的な制度の姿を示して欲しいですね。

乙先生：新制度の試算を含めた詳細は、今後の議論を通じて明らかとなるらしいが・・・

甲 君：現行制度の改善については、どのようにお考えですか？

乙先生：いずれも自公政権時代に検討された項目ばかりで、目新しさに欠けるという指摘もあるね。でも、逆の見方をすれば、公的年金について検討すべき課題はほぼ出揃っているという事でもある。今後は、議論のための議論ではなく、改革の実施に向けた議論をしてもらいたいね。

甲 君：最後にひとつ伺いますが、企業年金については何らかの検討が行われているのでしょうか？

乙先生：報告書や各方面から伝え聞いた限りでは、残念ながらその形跡は見当たらなかったよ。公的年金のスリム化が叫ばれる中、公的年金の機能を補完するべく企業年金や個人年金の役割がより一層重要となることは論を待たないのだが。成案でも「自助・共助・公助の最適バランス」に留意す

+

る旨が記されているだけに、企業年金のあり方についても言及して欲しかったね。

甲 君：ありがとうございました。

<図表3>年金に関する具体策改革項目および工程

具 体 策		工 程
充 実 (金額は公費 (2015年))	重点化・効率化	
<p><b>【新しい年金制度の創設】</b> 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての国民が加入する</p> <p>○所得比例年金 (社会保険方式)</p> <p>○最低保障年金 (税財源)</p>		<p>国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む</p>
<p><b>【現行制度の改善】</b></p> <p>○最低保障機能の強化 ・低所得者への加算 ・障害基礎年金への加算 ・受給資格期間の短縮 } (0.6兆円程度)</p> <p>●短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大</p> <p>●第3号被保険者制度の見直し</p> <p>●在職老齢年金の見直し</p> <p>●産休期間中の保険料負担免除</p> <p>●被用者年金の一元化</p> <p>(●は公費への影響なし)</p>	<p>○高所得者の年金給付の見直し 低所得者への加算と併せて検討 なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討</p> <p>○マクロ経済スライド</p> <p>○支給開始年齢引上げ</p> <p>●標準報酬上限の引上げ</p>	<p>税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出 →順次実施</p> <p>2012年以降速やかに法案提出 →順次実施</p> <p>※今後、「現行制度の改善」全体について、検討の場とスケジュールを明確化した上で、法案提出に向けて検討</p>
<p><b>【業務運営の効率化】</b> 業務運営及びシステムの改善</p>		

(注) 平成23年7月1日閣議報告「社会保障・税一体改革成案について」を基に加筆修正。

— りそなコラム —

規約型確定給付企業年金制度における会社合併時の行政対応

第19回のコラムのテーマは「規約型確定給付企業年金制度における会社合併時の行政（厚生労働省）対応」について、規約型の確定給付企業年金制度を実施している会社（C社）を担当している営業マン「Aさん」と、その上司「B部長」との間のディスカッションです。

Aさん：C社がD社と合併を検討しているとの連絡を受け、本日C社を訪問してきました。C社が存続会社となりD社は消滅することになるのですが、C社が実施している確定給付企業年金制度について、変更の手続きの仕方を教えてほしいとのことでした。

B部長：合併に伴う変更の手続きと言っても、いろいろなパターンがあるんだよ。まず、C社の確定給付企業年金制度は、基金型かい？ それとも規約型かい？

Aさん：規約型です。

B部長：D社は、年金制度を実施しているのかい？

Aさん：D社も規約型の確定給付企業年金制度を実施しています。

B部長：では、C社とD社は単独で年金制度を実施しているのか、それとも複数の事業主と共同で実施しているかは確認したのかい？

Aさん：C社は単独ですが、D社は、えーっと、…。

B部長：単独で実施しているか共同で実施しているかによって、行政宛の手続きが変わってくるんだよ。例えば、単独で実施している年金制度同士を統合する場合には、規約型確定給付企業年金の「統合承認申請」という手続きが考えられる。統合の承認申請をすることで、現在のC社の年金制度とD社の年金制度が消滅し、新たに新C社の年金制度が発足することになる。また、D社が今回の合併に関係のないE社と共同で確定給付企業年金制度を実施している場合は、D社とE社の共同で実施している企業年金の権利義務のうち、D社の権利義務をC社の規約型企業年金へ移転するための「権利義務の移転（承継）承認申請」の手続きと、C社の規約を変更する「規約変更承認申請」の手続きが必要になってくるんだよ。

Aさん：そうですか。では、D社が共同実施か単独実施か、確認してきます。

B部長：ところで、会社だけでなく年金制度についても統合するというところで方向は固まっているのかい？

Aさん：D社の従業員は全員C社へ引継ぐことが決定しているようですが、年金制度については今後の労務協議次第とのことでした。

B部長：年金制度を統合させるかどうかでも、手続きがかわってくるんだよ。いま分かっている内容だけでは、想定されるパターンが多すぎて、具体的な変更手続きのアドバイスができないなあ……。今後のお客さまの検討の方向性次第、というところかな。

Aさん：もし制度内容が固まらなかった場合はどうなるのでしょうか？

B部長：C社と旧D社とで別々の年金制度を存続させることが考えられるね。この場合、C社、D社という事業主の考え方だけでなく、厚生年金の適用事業所としての考え方も重要になってくるんだよ。原則として、1つの厚生年金の適用事業所について1つに限って確定給付企業年金制度を実施することができるので、合併後もC社と旧D社で厚生年金の適用事業所が別々となるのであれば、それぞれの事業所毎に確定給付企業年金制度を実施しても問題ないね。あるいは、厚生年金の適用事業所が1つになる場合でも、合併後1年以内の期限付で2つの確定給付企業年金制度を実施できるし、合併後においても、C社従業員と旧D社従業員で就業規則等が別々であれば、そのまま2つの確定給付企業年金制度を実施することができるんだよ。

Aさん：会社が1つになるのに就業規則等が別々とは、どういうことですか？

B部長：たとえば、「作業職」と「事務職」など、職種ごとに労働条件が異なる場合であって職種間の異動が無いときなどに、2つの年金制度を実施することが認められているよね。合併の場合も、会社が1つになっても、「旧C社従業員」と「旧D社従業員」など合併前の会社の労働条件や職種、業種が異なっている等の理由により人事交流ができないため、合併後も就業規則や給与規程、退職金規程等を統一しない場合があるかもしれない。このような場合、年金制度を一つに統合しても、給付内容を統一することが困難だから別々の制度を存続させることもできるけれど、統合を考えている場合は、現実的ではないと思われるね。

Aさん：もし2つの確定給付企業年金制度を実施することができる場合、どのような手続きが必要なのですか？

B部長：D社が単独で確定給付企業年金制度を実施している場合は、D社の年金制度を合併後のC社が継続して実施するため、C社が「地位の承継届」を提出する必要があるんだ。合併後20日以内に地方厚生（支）局長に届け出なければいけない点と、C社と旧D社の制度毎に、合併に伴う厚生年金の適用事業所の扱いや就業規則等の社内規程の変更の有無に応じた規約変更の手続きが別途必要な点に注意が必要だよ。

Aさん：「地位の承継届」という届出書類があるなんて初めて知りました。被合併会社の立場で存続会社に合併されることによって事業主が消滅する場合は、年金制度が終了になるということは聞いたことがあるのですが、年金制度を終了させることなく、存続会社の事業主が年金制度を引継ぐということも可能なんですね。行政宛の手続きだけを見てもいろいろなパターンが考えられるので、合併に際しては、関係する会社の年金制度の有無、年金制度の種類、合併後の年金制度、厚生年金の適用事業所の扱い等、考えないといけないことがいろいろあって複雑ですね。

B部長：もし、D社が今回の合併に関係のないE社と共同で確定給付企業年金制度を実施しており、年金制度を統合しない場合は、D社とE社の年金制度を分割するかどうかの検討も必要だね。しっかりと、両社の年金制度とニーズを把握して、提案書を作成するといいよ。

Aさん：今考えられるパターンをまとめて、早急に提案書を作成します。

（次回は、合併時の行政宛手続きについて、AさんがC社あてにどのような提案書を作成するべきかについて、B部長と相談するところを紹介します。）

企業年金ノート No.522

平成23年10月 リそな銀行発行



信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟 TEL.03(6704)3384

リそな銀行ホームページでもご覧いただけます。

【<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html>】

リそな銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、年金信託部までお問い合わせ下さい。(TEL 06 (6268) 1813)

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00

※土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。